（子ども・若者育成支援推進副本部長）

第三十条　本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2　副本部長は、本部長の職務を助ける。

（子ども・若者育成支援推進本部員）

第三十一条　本部に、子ども・若者育成支援推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2　本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　国家公安委員会委員長
二　総務大臣
三　法務大臣
四　文部科学大臣
五　厚生労働大臣
六　経済産業大臣
七　前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

（資料提出の要求等）

第三十二条　本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第三十三条　第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章　罰則

第三十四条　第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正）

第三条　青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議等」を「基本計画」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　基本計画

第八条から第十一条までを次のように改める。

第八条から第十一条まで　削除

第十二条の見出しを削り、同条第一項中「会議」を「子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第二十六条に規定する子ども・若者育成支援推進本部（第三項において「本部」という。）」に、「定めなければならない」を「定め、及びその実施を推進するものとする」に改め、同条第三項中「会議」を「本部」に改める。

（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　前条の規定による改正前の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第八条第一項に規定するインターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議が旧法第十二条第一項の規定により作成した同項の基本計画は、この法律の施行後は、本部が前条の規定による改正後の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第十二条第一項の規定により作成した同項の基本計画とみなす。

（内閣府設置法の一部改正）

第五条　内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二十六号の二の次に次の一号を加える。

二十六の三　子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第八条第一項に規定する子ども・若者育成支援推進大綱の作成及び推進に関すること。

第四条第三項第二十七号中「前号」を「前二号」に改める。

第四十条第三項の表中

インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議	青少年が安全に安心してインターネットできる環境の整備等に関する法律

を利用

を

子ども・若者育成支援推進本部	子ども・若者育成支援推進法

に改める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　河村　建夫
総務大臣　佐藤　勉

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十一年七月八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　河村　建夫

法律第七十二号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　基本方針等（第三条・第四条）
第三章　特定エネルギー供給事業者に係る措置（第五条―第八条）